

検証委員会における情報の取扱いについて

大川小学校事故検証委員会

平成25年2月7日決定

1. 基本の考え方

- (1) 公正中立な検証のため、事故の検証（事実の認定、原因究明と再発防止）に関わる情報は、原則としてすべて公開するというスタンスに立つ。
- (2) このため、公開を制限する情報は、下記の範囲に限定する。
 - ①個人情報及びプライバシー情報の保護という観点から、公開が相応しくない情報
 - ②委員会が他者（個人・組織）より提供を受けた情報であり、その公開について提供者の同意が得られていない情報
 - ③調査の過程で実施する聴き取りにより得られた情報であり、事実関係等の確認が完了していない情報
 - ④その他、公開することにより一般的な国内法令で保護されるべき関係者の権利・利益又は公共の利益を害するおそれのある情報
- (3) 本検証において取り扱う情報は、事故の検証以外の目的で利用してはならない。

2. 会議及び会議資料の取扱い

- (1) 委員会の会議、会議資料、議事録については、原則としてすべて公開とする。ただし、以下の要件に該当する場合は、これを非公開とする。
 - ①会議席上における、特定個人からの聴き取り（ただし、当該個人が公開を了承した場合を除く）
 - ②委員長が、公開することで公正中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあるなど、非公開とするに正当な理由があると認める案件の審議
- (2) 委員会は、上記の要件により会議、会議資料、議事録を非公開とする場合、その議事概要を別途公開する。
- (3) 会議の公開は傍聴によるものとし、傍聴者については会場規模（広さ・収容人数等）が許す限り制限を設けない。ただし、傍聴者には、以下の点について協力を求める。
 - ①報道関係者は、事務局に対して事前登録を行うこと
 - ②報道関係者による会議の撮影・録画は、委員会における協議に基づく委員長の許可の範囲とすること
 - ③会議の進行、他の傍聴者の傍聴などを妨げる行為は行わないこと

- (4) 会議資料、議事録の公開は、次によるものとする。
- ①会議資料：会議会場での配布、事務局ホームページでの公開
 - ②議事録：事務局ホームページでの公開

3. 検証のため他者から提供を受けた資料等の取扱い

- (1) 調査の過程で他者（個人・組織）から提供を受けた資料等は、その名称（表題等）、提供元などを一覧に整理した上で管理する。その一覧は、次の条件をすべて満たす範囲において、会議資料又は報告書（中間報告書、最終報告書）の形で公開する。
 - ①個人情報・プライバシー情報の保護の観点から、一覧による公開に支障がないこと
 - ②提供者から、一覧による公開について同意が得られていること
 - ③事故の検証（事実の認定、原因究明と再発防止）に関係があること
- (2) 他者から提供を受けた資料等は、委員会での検証作業のみに利用する。

4. 検証の過程で行う聴き取りの取扱い

- (1) 調査の過程で実施する関係者等からの聴き取りは、原則として非公開で行う。（ただし、委員会席上において、当該個人の了承の下、公開で聴き取りを行う場合を除く）
- (2) 非公開で行う聴き取りは、対象者（未成年の場合は、その保護者を含む）の同意を得た上で、録音または録画により記録する。対象者の同意が得られない場合は、同席者が可能な限り正確に記録をとることとする。
- (3) 非公開で行った聴き取りの内容は、作業チームにおいて、聴取書としてとりまとめる。
- (4) 非公開で行った聴き取りの記録（録音、録画、同席者による記録）及び聴取書は、以下の理由から公開しない。
 - ①個人情報・プライバシー情報の保護の観点で、支障を生じるおそれがあること
 - ②対象者の主觀に基づく情報であり、事実関係等の確認が完了していないこと
- (5) 作業チームは、聴き取りで得られた情報、その他の情報から総合的に事実関係等を確認してとりまとめ、検証委員会に報告する。その際には、聴き取り対象者の特定につながるなど個人情報・プライバシー情報の保護に反することができないよう、十分に配慮する。

以上